（委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置）

第四十五条の二　前払式支払手段発行者は、その前払式支払手段の発行の業務の一部を第三者に委託する場合には、委託する業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　当該業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置

二　委託先における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、委託先が当該業務を適正かつ確実に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、委託先に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

三　委託先が行う前払式支払手段の発行の業務に係る利用者からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

四　委託先が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、前払式支払手段の利用者の保護に支障が生じること等を防止するための措置

五　前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保し、当該業務に係る利用者の保護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

（報告書の様式等）

第四十七条　法第二十三条第一項の報告書は、別紙様式第二十三号により作成して、当該基準日の翌日から二月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

2　法第二十三条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）

二　法第十四条第一項の規定による供託をした場合には、供託に係る供託書正本の写し

三　令第九条第一項又は第二項の規定により発行保証金の取戻しをした場合であって、当該取戻しが内渡しであるときは、供託規則第四十九条第一項の規定により当該内渡しに係る供託金の額又は供託した債券の名称、枚数、総額面及び券面額（振替国債については、その銘柄及び金額）に関する事項につき証明を受けたことを証する書面

四　発行保証金保全契約の内容の変更又は更新をした場合には、当該変更若しくは更新に係る契約書又は当該変更若しくは更新をした旨を証する書面の写し

五　発行保証金信託契約の内容の変更又は更新をした場合には、当該変更若しくは更新に係る契約書又は当該変更若しくは更新をした旨を証する書面の写し

六　信託契約前払式支払手段発行者である場合には、信託会社等が発行する信託財産の額を証明する書面

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

3　金融庁長官は、必要があると認めるときは、前払式支払手段発行者に対し、前項第二号の供託書正本又は同項第四号若しくは第五号の契約書の正本の提出を命ずることができる。

［条を加える。］

（報告書の様式等）

第四十七条　法第二十三条第一項の報告書は、別紙様式第二十七号により作成して、当該基準日の翌日から二月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

2　前項の報告書を提出しようとするときは、当該報告書にその写し並びに最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

3　法第十四条第一項の規定による供託をした前払式支払手段発行者は、第一項の報告書に、供託に係る供託書正本の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

4　法第十五条の規定による届出をした前払式支払手段発行者が発行保証金保全契約の内容の変更（当該発行保証金保全契約の一部の解除を除く。）をし、又は発行保証金保全契約を更新した場合には、第一項の報告書に、その契約書又はその旨を証する書面の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

5　信託契約前払式支払手段発行者は、第一項の報告書に、信託会社等が発行する基準日における信託財産の額を証明する書面を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

6　金融庁長官は、必要があると認めるときは、前払式支払手段発行者に対し、第三項の供託書正本又は第四項の契約書の正本の提出を命ずることができる。